

事業実施計画書

課題番号

7

実施団体名	全日本美容業生活衛生同業組合連合会		
事業名	ハートフル美容師養成研修制度の内容見直し事業		
国庫補助所要額	3,935,664 円※別紙 9 所要額内訳書の D 欄の額と一致		
事業実施予定期間	平成 28 年 7 月 1 日 から 平成 29 年 3 月 31 日		
1 事業の必要性(なぜこの事業を実施する必要があるのか、課題は何かについて記載する)			
ハートフル美容師養成制度は、高齢者や障害者に主として美容店舗内において質の高い美容サービスを提供するために必要な知識、技能を有する従事者（美容師）を養成し、これらの方の生活の質の向上、自立の促進を図ることを目的として平成 17 年に発足し、現在まで 7,000 人を超える認定者がいる。 しかしながら本制度は、発足から 10 年以上経過して、研修内容やテキストに盛り込まれている介護保険制度や関連する法律・制度等が改正されたことや、我が国の急速な高齢化の進展により、美容所以外での美容サービスの提供、いわゆる訪問美容の需要が高まってきているところから、これらの内容も盛り込んだ研修制度に改正する必要がある。			
2 事業の狙い(上記 1 の必要性に対する本事業の目的・目標について記載する)			
美容業務の「容姿を美しくする」ということは、外見だけでなく精神的にも活性化する効果があることから、高齢者や障害者の方々に美容サロン又は訪問美容において安心して快適なサービスを提供し、満足していただけるサロン作りを本制度により提案し、組合員及び従業員に活用させたい。			
3 本事業の成果(この事業の実施により得られる成果について記載する。数値化できるものは数値化する)			
①活動指標		②成果指標	
社会的にも評価され、組合員にとっても魅力的な新しい制度として確立したい。		消費者ニーズに対応し、業の振興に資する新たなハートフル美容師養成制度を平成 29 年度中に実施できるようにし、以降 5 年間で既に認定を受けている者も含め、1 万人程度の認定者を養成したい。	
4 事業内容(この事業で何を実施するかについて、その内容を記載する)			
(1)ハートフル美容師養成研修制度の基本的内容の見直しの検討。 (2)集合研修、通信教育の内容の検討。 (3)テキスト内容の検討。 (4)受講料の検討。 (5)既に認定を受けた者の取扱いの検討。 (6)認定証、店舗用ステッカーの様式の検討。 (7)本制度の組合員向け、外部向け広報の検討。 (8)その他本制度実施に関する事項の検討。			
5 実施方法(上記 4 に記載の事業内容ごとにその実施方法・手順を時系列的に記載する)			
(1)連合会役員、外部専門家を構成員とする検討会を設置し、本制度の見直しの骨子、テキストの見直し概要を作成。 (2)連合会事業・教育委員会で上記内容を検討。 (3)連合会常務理事会で上記内容を検討し、ハートフル美容師養成制度の全般的見直し内容の確定。			

(注) 事業ごとに別表とすること。

事業実施計画書

		課題番号
		7
実施団体名	福井県美容業生活衛生同業組合	
事業名	訪問美容認定講習会	
国庫補助所要額	1, 0 0 2 千円 ※別紙 9 所要額内訳書の D 欄の額と一致	
事業実施予定期間	平成 28 年 7 月 1 日 から 平成 29 年 3 月 31 日	
1 事業の必要性(なぜこの事業を実施する必要があるのか、課題は何かについて記載する)		
近い未来、日本の人口の 3 人に一人が 65 才以上といわれる超高齢化社会が訪れるなか、福井県内においても美容院に来店されるお客様が減少することが考えられています。また、美容師の高齢化・後継者不足により、郊外においても地域美容室の不足が課題となることが想定されます。 このような中、在宅介護や過疎地域等、美容室に足を運ぶことができない高齢者等生活弱者に対して、快適な安全な美容サービスの提供を目的とする「訪問美容」を普及していくことが美容業界の課題となっているなか、福井県においては技術普及がまだ進んでおらず、早急に対応していくことが求められている。		
2 事業の狙い(上記 1 の必要性に対する本事業の目的・目標について記載する)		
本事業は、高齢社会が進む現代社会において、自らの足で美容室を利用できない要介護高齢者、過疎地域住民等に対して快適で安全な美容サービスを提供する「訪問美容」に関する技術普及講習会を開催し、訪問美容施術が可能な美容師を養成することにより、地域美容業界として高齢者をはじめとする生活弱者への対応を促進することを目的とする。		
3 本事業の成果(この事業の実施により得られる成果について記載する。数値化できるものは数値化する)		
① 活動指標	② 成果指標	
・訪問美容に必要な技術と知識、コミュニケーションを学び、ホスピタリティー豊かな訪問美容師の資格取得の認定講習会の開催 開催回数：3 回 受講者数：100 名	・訪問美容施術に関する技能を有する美容師(福井県訪問美容師)の養成 平成 28 年度目標：100 名(組合員の 20%) 3 年以内に組合員の 50%(約 250 名)の養成をめざす。	
4 事業内容(この事業で何を実施するかについて、その内容を記載する)		
① 講習会実施計画の立案 ② 訪問美容師認定講習会の開催 ③ 修了者への認定証発行 ④ 訪問看護との連携における訪問美容サービスセンターの構築		
5 実施方法(上記 4 に記載の事業内容ごとにその実施方法・手順を時系列的に記載する)		
① 講習会実施計画の立案 ・組合役員会において講習会カリキュラムの策定、講師の選定を行う。		
② 訪問美容師認定講習会の開催 ・訪問美容に必要な技術と知識、コミュニケーションを学び、ホスピタリティー豊かな訪問美容師の資格取得の認定講習会を開催する。 ・講習会は全 3 回とし、全組合員を対象に受講希望者を募り、定員を 100 名までとする。 また、各回のテーマについては概ね以下を予定とする。 第 1 回：訪問美容のながれ、カウンセリング、コミュニケーション 第 2 回：移動シャンプー台の使い方、寝たきりカット 第 3 回：在宅介護者へのカラーやパーマ・アロマセラピー		
③ 修了者への認定証発行 ・講習会受講者には組合認定の認定証(I D カード)を発行する。(県に対して後援等の協力を要請していく)		

④ 訪問看護との連携における訪問美容サービスセンターの構築

- ・ 看護協会と連携し、在宅介護者への訪問美容サービス提供のための連携体制を構築する。

《イメージ》

- ・ 看護協会がお世話をしている在宅介護者に対して訪問美容サービスを紹介してもらい、希望者に対して講習会修了認定証を保有する専門美容師を派遣することにより、安全・安心な訪問美容を提供していく。
- ・ 県組合本部に訪問美容受付窓口を設置し、訪問美容サービスの注文を一元的に受け付け、講習会修了者（認定証保有者）を派遣する体制を構築する。

※28年度においては体制構築までとし、29年度より試験的な運用を開始し順次拡大していくこととする。

(注) 事業ごとに別葉とすること。

事業実施計画書

		課題番号
		9
実施団体名	全国興行生活衛生同業組合連合会	
事業名	障害者差別解消法に基づく取組の推進	
国庫補助所要額	3, 9 4 0 千円※別紙 9 所要額内訳書の D 欄の額と一致	
事業実施予定期間	平成 28 年 7 月 1 日 から 平成 29 年 3 月 3 1 日	
1 事業の必要性(なぜこの事業を実施する必要があるのか、課題は何かについて記載する)		
・本年 4 月 1 日より「障害者差別解消法」が施行され、映画館においても施設のバリアフリー化の推進や障害者への接遇の向上が求められているが、映画館従事者の認知度、理解度等は乏しく、講習会を通して意識啓発を図り、社会的責任を果たすため更なる環境整備向上に努める必要がある。 ・鑑賞会に使用するメガネ型機器が無償借用できるか。		
2 事業の狙い(上記 1 の必要性に対する本事業の目的・目標について記載する)		
国内における視聴覚障害者の映画の視聴環境については、字幕付与率は年々高まっているものの、映画館等のインフラや音声ガイドなどのバリアフリー対策を含め、必ずしも十分に整備されていないのが現状ある。この講習会を通し映画視聴環境の促進を図る事を目的とする。		
3 本事業の成果(この事業の実施により得られる成果について記載する。数値化できるものは数値化する)		
①活動指標:講習会全国で 7 回実施。 1 階 2 0 名の受講者。 全国合計:7 回×20 名=140 名。	②成果指標:アンケートは 5 段階評価。講習会アンケート及び映画館視聴環境整備アンケートのそれぞれが「大変良い」「良い」の 2 段階合計が 8 0 % 以上。	
4 事業内容(この事業で何を実施するかについて、その内容を記載する)		
①1 部:「障害者差別解消法」の講習会。 ②2 部:視聴覚障害者が使用するデジタル機器を使って受講者が上映を体験。 ③:①、②のアンケート結果を集約し、事業成果を把握。 ④:講習内容、質疑応答、アンケート結果等をホームページに掲載することで情報の共有化を図る。		
5 実施方法(上記 4 に記載の事業内容ごとにその実施方法・手順を時系列的に記載する)		
①「障害者差別解消法」の講習会を開催。 ・講師及び受講者には平成 27 年 11 月厚生労働大臣決定「障害者差別解消法 衛生事業者向けガイドライン」、「バリアフリー映画上映 {映画館用マニュアル}」(仮称)を事前に配布する。 ・全国 7 ブロック(北海道、東北、関東甲信越静岡、東海北陸、近畿、中四国、九州)に分かれ、1 ブロック 1 回実施。受講者数目標 7 ブロック×1 回×20 名=140 名。 ②視聴覚障害者が使用するデジタル機器を使って受講者が上映を体験。 ・視覚障害者対応:スマホ、タブレット、イヤホンを使用した音声ガイド付き鑑賞会。 ・聴覚障害者対応:メガネ型機器を使って日本語字幕付き鑑賞会。 ③アンケート結果を集約し、事業成果を把握。 ④:全興連ホームページに講習内容、質疑応答、アンケート結果等を掲載することで、欠席した組合員にも情報を伝え共有化を図る。		

(注) 事業ごとに別業とすること。

事業実施計画書ー①

		課題番号
		13
実施団体名	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	
事業名	「クリーニング業防災総合マニュアル」等策定事業	
国庫補助所要額	10,000 千円	
事業実施予定期間	平成 28 年 7 月 1 日 から 平成 29 年 3 月 20 日	
1 事業の必要性		
○東日本大震災発生から 5 年が経過し、防災に対する意識が希薄化し始めた矢先の平成 28 年 4 月に発生した熊本地震は、改めて大規模自然災害の恐ろしさを実感させるものであった。 ○地震や噴火などに加え、近年は地球温暖化に伴う大型台風による大規模な水害、土砂災害、竜巻等多発化傾向にあるなど、いつ身近でこれらの大災害が発生してもおかしくない状況となってきた。 ○こうした状況を踏まえ、またお客様の品物を預かるというクリーニングの特性を念頭にいた上で『クリーニング業における防災対策マニュアル』を構築する。 ○本マニュアルの頒布、講習会の開催等を通じて、万が一、被災した場合でも被害を最小限に食い止めるための備えや、事業を早期に再開、継続させていく計画(BCP)の立て方等について多くの事業者が理解し、実践していくための啓発活動を展開する。		
2 事業の狙い		
○万が一、大規模自然災害に遭遇しても、自店の被害を最小限に食い止め、またお客様からお預かりしている衣類のための保全対策等を多くのクリーニング事業者 zu 十分理解していただき、その備えを推進していただくこと。 ○大きな被害にあった場合でも、事業の継続、あるいは早期再開を果たすために必要となる事業継続計画(BCP)の立て方についてもしっかりと理解していただき、自店にあった計画の構築を促進すること。 ○自店に大きな被害が及ばなかった場合であっても、被災地域内における避難者の衣類、寝具等の衛生管理など、クリーニング事業者が果たすべき役割は大きい。また、災害発生時の防災拠点として日頃から地域住民とのコミュニケーションを強化するなど、リーダー的役割を担うことが可能である。こうした心構えと準備の進展を促す。 ○上記各項のモデル的なケースである大船渡ー陸前高田地区の復興支援クリーニング工場等の事例も、映像等で判りやすく紹介することで、イザッという時に役立てていただく。		
3 本事業の成果		
①活動指標	②成果指標	
・委員会並びにワーキング委員会の設置 ・「クリーニング業防災総合マニュアル」の作成 普及版：10,000 部 詳細解説版：200 部 ・防災対策啓発DVD作成 200 枚(組合、指導センター等) ・普及説明会の開催(2ヶ所/盛岡・東京) ※うち 1 回は安全・安心対策指導員対象	・講習会参加者へのアンケート調査 ・マニュアル配布者(抽出)に対する事後進捗調査(29 年度に実施)	
4 事業内容		
○専門委員会並びにWGの設置 ○「クリーニング業防災総合マニュアル」の作成 ○防災対策啓発DVD作成 ○普及説明会の開催(2ヶ所)		

5 実施方法

○専門委員会の設置

1) 委員構成

氏 名	役 職 名	起 点
(調整中)	学識者(防災専門家)	都内
(調整中)	学識者(BCP専門家)	都内
(調整中)	学識者(岩手大学地域防災センター)	盛岡
(調整中)	全国中小企業団体中央会	都内
(調整中)	株式会社白洋舎	都内
伊澤 勝令	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 副会長	都内
古澤 淳	岩手県クリーニング生活衛生同業組合 理事長	盛岡

2) 委員会の開催

第1回	7月中旬	委員会の進め方、マニュアル構成案の考え方、スケジュール確認等
第2回	8月下旬	災害事例(クリーニング関連)の検証
第3回	9月下旬	防災マニュアル(普及版)の骨子構築
第4回	10月中旬	防災マニュアル(普及版)最終確認、報告書案の骨子並びに担当確認
第5回	1月下旬	報告書案最終確認

○DVD作成ワーキンググループの設置

1) メンバー構成

氏 名	役 職 名	起 点
(調整中)	学識者(岩手大学地域防災センター)	盛岡
藤原 順一	岩手県クリーニング生活衛生同業組合 専務理事	盛岡
樋沢 律子	岩手県クリーニング生活衛生同業組合 青年部	盛岡
金子 征実	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 理事	都内
鈴木 明子	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 総務課長	都内

2) WGの開催

開催場所：盛岡市内

開催回数：5回

協議内容：DVDのシナリオ作成、各地域取材、編集作業等

3) WGの取材

各地被災クリーニング業者への取材、撮影立会い等

[予定]

ルート	災害名称	行 程 等
1	東日本大震災	東京－盛岡－陸前高田－大船渡(泊)－釜石－宮古－盛岡(泊)－野田村－盛岡－東京
2	東日本大震災	東京－一ノ関－石巻－松島－塩釜－仙台(泊)－相馬－福島－東京
3	阪神・淡路大震災	東京－神戸
4	平成28年熊本地震	東京(羽田)－大分－熊本(泊)－東京(羽田)
5	平成27年9月 関東・東北豪雨(台風)	東京－常総市－栃木市－東京

○クリーニング業防災総合マニュアル(普及版)の作成

発行体裁：A4判 4色16ページ建てパンフレット

発行部数：10,000部

配布予定：組合員(8,000部)、安全・安心対策指導員(1,000部)、関係機関(1,000部)

発行時期：平成28年11月

構成案：

第1部 大規模自然災害の実態と被災クリーニング店事例

第2部 クリーニング店における大規模自然災害への備え(講ずべき防災対策)

第3部 クリーニング店におけるBCP(事業継続計画)構築の進め方

第4部 災害発生後の復興支援(地域社会・被災同業者)のあるべき姿

○クリーニング業防災総合対策報告書の作成

発行体裁：A4判 1色60ページ建て冊子

発行部数：200部

配布予定：都道府県組合(100部)、都道府県指導センター・関係機関(80部)

発行時期：平成29年2月

構成案：マニュアル(普及版)と同様

○防災対策啓発DVD

作成内容：30～40分程度の映像(岩手大学地域防災センター監修<予定>)

被災状況／被災者インタビュー／復興への取組み・支援／

防災対策／事業継続計画の作成／復興地域への貢献 等

作成枚数：200枚

配布予定：都道府県組合(100枚)、都道府県指導センター・関係機関(80枚)

発行時期：平成29年2月 ※完成後、YOU TUBE でも公開予定

委託先：(選定中) シナリオ構築・撮影・編集作業等一式

○普及講習会の開催

◇第1回

日時：平成28年11月中旬(約3時間)

場所：盛岡市内

内容：講演「大規模自然災害の実態と防災対策について」

講演「被災時における事業継続計画構築、地域社会への貢献について」

※岩手大学地域防災センターとのタイアップ企画(予定)

対象：東北地方を中心とした全国のクリーニング事業者等 約250名

◇第2回

日時：平成28年12月上旬(2日間開催)

場所：東京都内

内容：クリーニング業防災総合対策報告書に基づく総合研修

対象：安全・安心対策指導員都道府県組合代表者 約60名

事業実施計画書

		課題番号	
		19	
実施団体名	宮城県クリーニング生活衛生同業組合		
事業名	宮城県被災沿岸部組合員復興支援対策事業		
国庫補助所要額	2,100 千円		
事業実施予定期間	平成 28 年 7 月 1 日 から 平成 29 年 3 月 31 日		
1 事業の必要性			
○東日本大震災発生から 5 年が経過し、沿岸部被災地においては地域によっては復興住宅の建設・入居が始まる等、徐々にではあるが一步一步復興が進んできている。しかしその一方で、いまだに多くの被災者が仮設住宅での暮らしを余儀なくされている地域にあっては、特に高齢者の単身世帯の増加等が問題となっている。 ○特に被害の大きかった塩釜・石巻・気仙沼の支部管内においては、現在 33 店舗が営業を再開しているものの、潜在的なクリーニング需要の低下に加え、被災地の経済情勢の復興が進まず、消費意欲が低下しているなか、厳しい経営環境が続いている。 ○こうした被災地のクリーニング組合員店では、仮設住宅居住の高齢者への集配サービスの展開や新規開設店舗所在地等について、十分な情報提供をしていく必要性が指摘されているものの、個々の自助努力では経営体力が脆弱で対応しきれない現実がある。 ○このことを踏まえ、県組合が上記 33 店舗に対して支援策を講じていく必要がある。			
2 事業の狙い			
○本事業は沿岸部被災地区 33 店舗の所在地や得意分野等の情報を盛り込んだポスティング用マップと店頭用のぼりを作成し、沿岸部被災地区を中心とする組合加盟店に関する情報提供機能を強化することにより、集配サービスに関する認知度を高め、営業再開した被災地クリーニング店の営業復興を支援して行くことを目的とする。 ○前記のぼりについては、対象被災地のみならず、県下の全組合員に一律配布し、店頭掲示させることで PR の相乗効果を図る。			
3 本事業の成果			
①活動指標		②成果指標	
○石巻支部・塩釜支部・気仙沼支部の沿岸部支部 33 店舗のポスティング用マップを作成し集配サービス、しみ抜きサービス等を周知し営業支援することを目的とする。 ・ポスティング用マップ配布部数：17,000 枚 ○被災対象地区に加え、全組合員店(計 125 事業者)で一斉に同一のノボリを配布し組合 PR の相乗効果を図る。 125 事業者×4 枚=500 枚 ○上記 3 支部での説明会の際、近隣の同様に被災した員外事業者にも参加を呼びかけ、加入促進に結び付ける。		○沿岸部被災地域(石巻支部・塩釜支部・気仙沼支部)の 33 店舗を対象に事業実施後における売上の変化についてアンケート等により事業成果として把握する。 ○対象 3 支部内での新規加入者各 1 名獲得。	
4 事業内容			
○支援対策検討委員会並びにワーキングチームの設置 ○対象支部での説明会(意見交換会)の実施(3ヶ所)			

- 対象店舗情報の収集整理
- ポスティング用マップ、店頭用のぼりの作成・頒布
- アンケートによる事業成果の把握

5 実施方法

○消費者啓発推進委員会の設置

1) 委員構成

氏 名	役 職 名
大久保圭司	宮城県組合理事長
坂本 兼也	宮城県組合副理事長
佐々木喜美夫	宮城県組合副理事長
鎌田 厚司	宮城県組合理事
小松 敬蔵	宮城県組合理事
八巻 孝之	宮城県組合理事
寺沢 昭一	宮城県組合理事
鈴木 敏夫	宮城県組合理事
本間 秀雄	宮城県組合理事
渋谷洋三郎	宮城県組合理事

2) 委員会の開催

第1回	7月中旬	具体的支援策の方針確認、ワーキングチームへの付託事項整理
第2回	11月中旬	事業の進捗状況確認、成果物の内容・デザイン等の承認
第3回	2月中旬	アンケート結果の分析／事業評価の総括

○ワーキンググループの設置

1) メンバー構成

氏 名	役 職 名
大久保圭司	宮城県組合理事長
坂本 兼也	宮城県組合副理事長
佐々木喜美夫	宮城県組合副理事長

2) WGの開催

開催場所：組合事務所

開催回数：5回

協議内容：ポスティングマップ、ノボリデザイン案の検討／作成業者の選定／
支部説明会開催運営／収集情報の取りまとめ・整理 等

○成果物

①ポスティング用マップの作成

発行枚数：17,000部(33店舗×各500枚、予備500枚)

完成時期：平成28年11月(予定)

②店頭PR用のぼり

作成枚数：500枚(125店舗×各4枚)

完成時期：平成28年11月(予定)

○対象組合員向け事業概要説明会の開催

◇第1回

日 時：平成28年9月下旬

場 所：気仙沼市

対 象：気仙沼支部内被災事業者

◇第2回

日 時：平成28年9月下旬

場 所：石巻市

対 象：石巻市・女川市内被災事業者

◇第3回

日 時：平成28年10月上旬

場 所：塩釜市

対 象：塩釜市・松島市内被災事業者

○事業参加者へのアンケート調査

実施方法：往復はがき郵送

実施時期：平成29年1月

対 象 者：本事業参加被災事業者(33名)

調査内容：事業実施による効果測定

事業実施計画書

		課題番号		
		2		
実施団体名	青森県公衆浴場業生活衛生同業組合			
事業名	公衆浴場組合における受動喫煙防止対策事業			
国庫補助所要額	2, 0 5 9 千円 ※別紙所要額内訳書の額と一致			
事業実施予定期間	平成 28 年 7 月 1 日 から 平成 29 年 2 月 28 日			
1 事業の必要性(なぜこの事業を実施する必要があるのか、課題は何かについて記載する)				
健康増進法の施行や労働安全衛生法の改正により受動喫煙対策が進められており、また、青森県が策定している「青森県健康増進計画」において「受動喫煙防止対策実施施設の増加」を目標のひとつとしている。 このようななか、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っている公衆浴場業においては、可能な範囲において、脱衣所に禁煙ポスター・ステッカー等の掲示や休憩所に喫煙コーナーの設置や玄関先に吸殻入れを置くなど工夫をしながら受動喫煙防止対策を進めている施設があるものの、多くの小規模な個人経営浴場においては、完全分煙に必要なスペースがないことや、分煙対策への設備投資が困難な経営状況にあり、そしてなによりも客離れが進み売り上げの減少につながるのではないかと不安をかかえており、個々の経営者の自主的な取り組みに期待しているだけでは今以上の受動喫煙防止対策の推進を望めない状況にある。 しかしながら、受動喫煙防止に係る社会的な状況を鑑みれば、公衆浴場業の振興にとって、今後、受動喫煙防止対策をさらに進めていくことが不可欠であり、また利用者も各家庭においての受動喫煙に対する意識を高めることも必要とされている。				
2 事業の狙い(上記 1 の必要性に対する本事業の目的・目標について記載する)				
講習会等をととして、受動喫煙防止対策の実施について経営者の意欲の向上を図り、また、青森県の「健康増進計画」施策推進の一翼を担い社会貢献活動に積極的に取り組むこととなるこの活動を広く周知することにより公衆浴場業生活衛生同業組合に対する県民の理解を深め、ひいては、日本人の文化でもある銭湯の良さを再認識してもらうことにつながることを目的とする。				
3 本事業の成果(この事業の実施により得られる成果について記載する。数値化できるものは数値化する)				
① 活動指標	② 成果指標			
- 事業者を対象とする受動喫煙に関する講習会の開催 開催回数：2 回 受講者数：40 名 - 消費者を対象とする受動喫煙に関する講習会の開催 開催回数：1 回 参加者数：200 名 - 消費者啓発用ツールの作成配布 クリアファイル 2,000 枚 ポケットティッシュ 21,000 個 のぼり 70 枚	本事業終了後、2 月までに、事業者へアンケートを実施し、受動喫煙防止に対する理解度を調査し、完全禁煙または分煙を実施する事業者を、80%以上とすることを目標とする			
4 事業内容(この事業で何を実施するかについて、その内容を記載する)				
(1) 推進委員会の開催 2 回 (2) 講習会の開催 3 回 (青森市…組合員・一般参加者各 1 回 八戸市…組合員 1 回) (3) 講習会参加者アンケートの実施 (4) 組合による受動喫煙防止対策の取組みの PR … 新聞広告・チラシ・イベント(講習会)開催				

5 実施方法(上記4に記載の事業内容ごとにその実施方法・手順を時系列的に記載する)

(1) 推進委員会の開催 2回

- ・組合員や利用者への知識啓発の計画、及び事後の検証を行う推進委員会を開催する。
- ・委員は組合役員、行政、 6名
- ・第1回は作成・配布物、講習会内容、アンケートの内容等の検討を行う。
- ・第2回は実施内容、アンケート結果を検証し、その後の組合員への指導内容を検討する。

(2) 講習会の開催(組合員と利用者を分けて行う)

受動喫煙防止の正しい情報の提供、知識の普及・啓発及び施設の改造例、生活衛生融資の相談を行う。

利用者向けの講習会では、より多くの方に参加・ご理解していただく為にショッピングセンターのイベント会場を利用。「受動喫煙の知識の普及」の講演・健康相談会・健康チェック・銭湯の健康効果、紹介等の各ブースを設置し、理解を深めると共に銭湯利用促進を図る。

- ・講師にはそれぞれの専門家を迎える。
- ・受動喫煙防止対策ファイル・ポケットティッシュ・アンケート用粗品・開催チラシ・受動喫煙推進パンフレットの作成
- ・利用者及び講習会参加者へ受動喫煙防止対策を広く周知するため作成する。
 - 講習会開催チラシ 1,500枚 (組合員、非組合員 400枚・浴場利用者 66店舗 1,000枚・他関係機関 100枚 配付)
 - 受動喫煙推進パンフレット 4,000枚 (66店舗×50枚・他関係機関 700枚)
 - ファイル 2,000枚 (66店舗×25枚 講習会参加者 240枚 他関係機関 110枚)
 - ポケットティッシュ 21,000個 (66店舗×300個・講習会参加者 240個・他関係機関 960個)

(3) 講習会参加者アンケートの実施

受講者にアンケート調査を行い、講習会の効果を把握する。…参加者全員 240名

- ・経営者の意識調査(受動喫煙防止対策の実施についての意欲)
- ・住民の銭湯の良さの再認識につなげる。
- ・粗品、ファイル、ティッシュ… 講習会参加者へアンケートのお礼とする。200個
(粗品は一般利用者のみ)

(4) 組合による受動喫煙防止対策の取組みのPR

- ・組合による受動喫煙防止対策の取組みについて、新聞広告を用いて広く県民に周知する。
- ・年間を通して、受動喫煙オリジナルティッシュ・パンフレットを各浴場・関係機関等で設置、配布する。

事業実施計画書

		課題番号
		8
実施団体名	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	
事業名	外国人旅行者へのネットを活用した情報提供事業	
国庫補助所要額	10,580 千円 ※別紙 9 所要額内訳書の D 欄の額と一致	
事業実施予定期間	平成 28 年 7 月 1 日 から 平成 29 年 3 月 31 日	
1 事業の必要性(なぜこの事業を実施する必要があるのか、課題は何かについて記載する)		
・訪日外国人の増加で宿泊施設が足りないといわれているが、訪問先が東京や大阪など一部の都市に集中しており、地方では十分に受け入れに余裕がある。 ・いまだ自館ホームページを開設できず、開設していても外国語ページの運営管理まではできていない多くの中小旅館ホテルの情報を発信することで、インバウンドに対応していく。 ・昨年度は訪日外国人旅行者が多く占める東京、大阪、京都などの都市及びその周辺の中小旅館ホテルにおける自館サイトの有無等を調査したが、本年度は全国に拡大して調査し、空室情報等を含む外国人に対応したサイトとして「宿ネット」を拡充する。		
2 事業の狙い(上記 1 の必要性に対する本事業の目的・目標について記載する)		
・全国の施設情報を整理し、特に自館サイトの無い中小の旅館ホテルの情報提供に取り組む。 ・全国の旅館ホテルの空室情報をリアルタイムに発信することで、特に外国人旅行者の受け入れに対応する。 ・客室稼働率の低い地方の旅館ホテルにも外国人旅行者が流れることで、宿泊施設のみならず、その地域全体の経済効果が期待委できる。		
3 本事業の成果(この事業の実施により得られる成果について記載する。数値化できるものは数値化する)		
①活動指標	②成果指標	
・委員会の開催 (4 回) ・説明会の開催 (1 回) ・サイトの拡充	・外国人旅行者の増加に対応 ・都市周辺に限らず、全国におけるインバウンドの経済効果	
4 事業内容(この事業で何を実施するかについて、その内容を記載する)		
①委員会の開催 ②説明会の開催 ③全旅連公式サイト「宿ネット」の拡充		
5 実施方法(上記 4 に記載の事業内容ごとにその実施方法・手順を時系列的に記載する)		
①委員会の開催 (4 回) 7 月 第 1 回委員会 方針の決定 9～10 月 第 2 回委員会 自館サイト有無等の現状把握 11～12 月 第 3 回委員会 サイト内容の検討 1～2 月 第 4 回委員会 サイトの確認 ②説明会の開催 (1 回) 10～12 月 ・全旅連の 47 都道府県組合 (事務担当者) に対して、新たにネット上に設置した都道府県組合専用の管理画面について操作方法等を説明し、「宿ネット」の拡充に努める。 ③自館サイト有無の現状調査 ・昨年度は大都市圏 (東京、大阪、京都等の周辺) の旅館ホテル (特に中小の旅館ホテル) における自館サイトの有無、空室の発信状況、外国語での情報提供等の現状を調査したが、本年度は全国に拡大して調査する。 ④サイト内容の検討 ・昨年度は大都市圏の旅館ホテルを中心に施設情報を整理してサイトを構築したが、本年度は全国の旅館ホテルの施設情報及びリアルタイムな空室情報等を外国語でも発信していくことを検討する。 ⑤サイトの拡充 ・昨年度事業でリニューアルした旅連公式サイト「宿ネット」を更に拡充し、全旅連の都道府県組合事務局が専用の管理画面を活用して、中小の旅館ホテルを含む全国の施設情報の更新をリアルタイムで行い、正確な情報を発信していく。		

(注) 事業ごとに別葉とすること。

事業実施計画書

		課題番号
		14
実施団体名	北海道鮭商生活衛生同業組合	
事業名	青年部の設立	
国庫補助所要額	1,997 千円※別紙 9 所要額内訳書の D 欄の額と一致	
事業実施予定期間	平成 28 年 7 月 1 日 から 平成 29 年 3 月 31 日	
1 事業の必要性(なぜこの事業を実施する必要があるのか、課題は何かについて記載する)		
北海道は、市町村の約 8 割(179 市町村中 149 市町村)が過疎地域に当たる。地域経済の縮小を受け、厳しい経営を強いられる組合店は少なくない。確保した若手職人に業界水準の教育を寄与するゆとりのない高齢の組合員が、やむなく廃業・退会に追い込まれるケースが増えており、組合にとって大きな問題となっている。 国土の 22%を占める広大な北海道は、移動に時間と費用がかかる。市町村間を結ぶ公共交通サービスは年々縮小され、ますます地域間の交流は取りにくくなった。 このような理由により、札幌以外の組合店は、すし業界・他組合店との交流が激減。情報を入手・交換する機会はほとんどない。世襲の後継者や独立を夢見る若手職人は、日々の業務を通して仕事を覚えること以外に、業界の現状を知り、すし文化を学び、新しい経営のヒントや技術を得てスキルを高める機会はないといった悪しき状態である。 これでは組合存続のみならず、すし文化の継承そのものが危ぶまれる。組合に 50 歳以下の若手職人(組合店の若手経営者、組合店に勤務する職人、組合店で修行中の従業員)で組織する青年部を設立し、業界水準の教育・交流の場を与えることが急務である。経営者のみならず、将来のすし業界の担い手となる職人・従業員も青年部の一員として名を連ねることで、広い北海道の隅々に、組合の姿勢や意志を伝達することも期待できる。 青年部の設立・活動を核として、北海道は積極的に後継者の育成に取り組んでいきたい。		
2 事業の狙い(上記 1 の必要性に対する本事業の目的・目標について記載する)		
本事業の狙いは、 (1) 北海道のすし業界の未来を担う若手経営者を育て、 (2) 職人の離職を防いで定着させる、 この 2 つに集約される。これが、すし文化を継承し、日本のすし業界全体の底上げに直結することを確認している。		
3 本事業の成果(この事業の実施により得られる成果について記載する。数値化できるものは数値化する)		
①活動指標	②成果指標	
(1) アンケート調査を実施 (2) 青年部設立総会(発足式)を開催 (3) 第 1 回全道青年部会を開催 (4) 青年部公式ホームページ (A4 換算で 10 ページ程度) 開設 (5) キャリアパス冊子 作成・配布 (A5 で 16P、1,200 冊)	・ 青年部設立による後継者育成 ・ ホームページ作成による 青年部活動、すし業界の認知度アップ ・ キャリアパスによる若手職人の離職防止	

4 事業内容(この事業で何を実施するかについて、その内容を記載する)

【1】青年部の設立および・初年度の運営サポート

- (1) 7 月、全組合店に郵送でアンケート調査を実施。50 歳以下の若手職人（組合店の若手経営者、組合店に勤務する職人、組合店で修行中の従業員）の実態調査を行う。該当する人数、各々の入会の意志確認を掌握した上で、全道 7 ブロック（道東、道北、道東北、道南、道央 1、道央 2、道央 3）の代表各 1 名、札幌ブロックの代表 3 名を決定する。
- (2) 8 月、札幌で青年部設立総会（発足式）を開催。全道 7 ブロックの代表各 1 名ずつ、札幌ブロックの代表 3 名が参加し、規約づくり、役員選出、第 1 回全道青年部会（10～11 月）の講演会内容・技術発表会のテーマ等の計画を立てる。
技術発表会のテーマ（例：地場産品を使った持ち帰り鮎、すし屋のデザート、インバウンド向けメニューなど）は各ブロックに持ち帰り、ブロックごとに作品を制作する。
- (3) 10～11 月、札幌で第 1 回全道青年部会を開催。全道 7 ブロックの代表各 2 名、札幌ブロックの代表 6 名が出席。講演会、技術発表会、交流会を行う。
- (4) 翌 1 月、青年部の事業報告、青年部の勧誘を目的とした公式ホームページを開設する。会員同士の交流の場として SNS（フェースブック等）もあわせて運営していく。

【2】すし職人のキャリアパスを作成

北海道のすし業界には、若手職人に示すために明文化されたキャリアパスがない。組合店で修行中の従業員は、どんな仕事をどれくらいの期間担当し、どの程度の習熟レベルに達すれば『一人前の職人』になれるのか。また、組合店に勤務する職人は、どういう業務経験を経て『経営者』となれるのか。その道のりを明文化し、中長期的にどのようなスキルや専門性を身につけていくべきかを理解させる。キャリアパスは、自分の目指すべき道を自分で考える材料にもなり、啓発意識の醸成、モチベーション向上に効果が上がる。

- (5) 翌 2 月、キャリアパスをわかりやすく明文化した冊子（パンフレット）を作成。全国すし技術コンクール大会（全連）、調理技術技能評価試験（公益社会法人調理技術センター）、青年部の活動内容等もあわせて紹介し、すし業界に興味を持っている若者にもアピールできる内容を目指す。翌 3 月、組合店に配布。

5 実施方法(上記 4 に記載の事業内容ごとにその実施方法・手順を時系列的に記載する)

- (1) 7 月、全組合店に郵送でアンケート調査を実施
- (2) 8 月、青年部検討委員会（発足式）を開催
- (3) 10～11 月、第 1 回全道青年部会を開催
- (4) 翌 1 月、青年部公式ホームページを開設
- (5) 翌 2 月、キャリアパス冊子を作成。翌 3 月配布

(注) 事業ごとに別葉とすること。

事業実施計画書

		課題番号
		20
実施団体名	全国生活衛生同業組合東海北陸ブロック7県合同（団体提案型事業） 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、石川県、富山県 各飲食生活衛生同業組合	
事業名	飲食業に絞った融資制度の早わかり冊子を活用した経営支援の推進	
国庫補助所要額	2,000千円 ※別紙9 所要額内訳書のD欄の額と一致	
事業実施予定期間	平成28年7月1日 から 平成29年3月31日	
1 事業の必要性(なぜこの事業を実施する必要があるのか、課題は何かについて記載する)		
- 既存の公庫及び、指導センターが発行する融資制度を利用するためのパンフレット等は、生衛組合・全16業態向けでの一般記述が中心であり、最も大切な組合員の経営支援に役立つ融資特典メリットがピンとこない。今回、飲食生衛同業組合だけ向けの実務事例を多く取り入れた融資手引き冊子を判り易く作成活用させる。 - 組合窓口となる優遇された融資取扱件数「エイ経貸付・年間1,000件」に対して、商工会議所、商工会が窓口となる「マル経・年間155,000件」同一の融資制度なのに大きく差がついている。 - 商工会議所は職員が事務職として専門知識を持ち融資相談にのるのと違い、組合組織は県知事が任命した組合役員等が、指定講習会を受けて「経営特別相談員」として業務を務めることになり普段からの知識差は大きい。		
2 事業の狙い(上記1の必要性に対する本事業の目的・目標について記載する)		
「エイ経」活用による経営支援が伸び悩むという同じ悩みを抱える各県飲食組合が共同で判り易い飲食版の融資マニュアルを作成して組合員自身でもが容易に理解できるような表現内容で編集する。 - 経営特別相談員といっても仲間の同業者が役割を担っているので相談先としては、二の足を踏むとの意見が多いのが実情。今回作成するマニュアルは組合員自身でも判るようにして経営特別相談員の役割が軽減できる。 - 作成するマニュアル冊子は、日本公庫や行政・県指導センターが発行するのとは違い正式文言はサブタイトルに置き換え、簡易な表現力やイラスト図を多く多用した内容編集で仕上げ判り易さを目指す。		
3 本事業の成果(この事業の実施により得られる成果について記載する。数値化できるものは数値化する)		
①活動指標	②成果指標	
- 各県組合事務局によっては、経験、経歴、能力の違いがあり臨時雇用等では出来ない面もあるので、東海・北陸地区が共同で作成する。 - 作業過程で、融資制度に関する業務知識を高めることができるので各県事務局、編集委員を集合させる必要性から全飲連が区割りしているブロック7県が集合可能なので共同事業とする。	- 全生衛業の中から飲食業だけに絞った共通部分を中心に編集するが、各県単独紙面も割付け、より身近な冊子とする。 - 各県ごとに役員会等の機会に併せて成果物を使った「融資制度研修会」を開催する。 「エイ経」の利用件数を大幅に増やす。 (各県ごとに、29年度年間件数を対前年比2倍を目標)	
4 事業内容(この事業で何を実施するかについて、その内容を記載する)		
「融資制度研修会」においては編集に携わった委員を派遣して、講師役を務める。各組合組織において融資制度メリットは共通事項であり、組合加入メリットがイチバン大きい特典であることを理解させ利用拡大する。飲食業種に絞ることで、より身近なケースを数多く列記でき、低金利優遇を利用したいキッカケとする。 - 経営特別相談員にとっては、自らが容易に相談・説明役を務めることができる知識を得るので今後の利用での拡大に結びつく。		
5 実施方法(上記4に記載の事業内容ごとにその実施方法・手順を時系列的に記載する)		
- 事業に加わる各県代表者、事務局等が名古屋市（愛知県事務所）に集合して事業の進行手順を決める。 - 第2回目以降の実務委員会メンバーを選出して共同で編集作業にあたるが、編集内容については日本公庫から監修を受け万全を期す。 - 先進事例「岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合」を参考にし、事業の主管組合を岐阜県が担当する予定。 - なるべく早く完成させて、翌年以降の本格活用に先駆け、本事業年度中からの成果を目指す。又、全国各県飲食業種全体への波及を呼びかけ事務局体制の弱い県単位組合では参考例として活用頂くため提供する。		

(注) 事業ごとに別葉とすること。

事業実施計画書

課題番号

2 1

実施団体名	岩手県理容生活衛生同業組合	
事業名	生活衛生関係営業地域活性化連携事業 生活衛生サービスの高齢社会アプローチ事業 ～「ハイツ！ 岩手 Seiei 百貨店です。」～	
国庫補助所要額	4, 334 千円※別紙 9 所要額内訳書の D 欄の額と一致	
事業実施予定期間	平成 28 年 7 月 4 日 から 平成 29 年 3 月 31 日	
1 事業の必要性(なぜこの事業を実施する必要があるのか、課題は何かについて記載する)		
本県の老年人口（65 歳以上）の割合は上昇傾向で推移し、平成 25 年には 28.7%と、およそ 3.5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となっている。 一方、県生活衛生同業組合員数は、昭和 58 年の 8, 742 人をピークに年々減少傾向で推移し、平成 28 年 4 月には 3, 163 人と、ピーク時の 36%にまで減少している。特にも東日本大震災以降、沿岸地域の人口減少が一層加速し、人口減少と高齢化が進む被災地での生衛業の廃業・組合退会が進んでいる。また、2040 年には、県内市町村の約 8 割が人口大幅減による消滅の危機となっている。（識者団体試算） このような中で、地域の活性化には生活に密接した生衛業の振興が不可欠なことから、生衛業の特性を活かした高付加価値な生活衛生サービスの高齢者生活へのアプローチにより、生活衛生業のイメージの向上に努め、生衛業の経営の安定化と高齢社会に根ざした地域コミュニティの活性化が必要である。		
2 事業の狙い(上記 1 の必要性に対する本事業の目的・目標について記載する)		
1 生活衛生サービスの高齢者生活へのアプローチ ○モデルスペース（実証の寄り合い場所）の発掘 ○福祉施設や生協の利用者サービス事業への導入 ・個別施設へのオープン型「セイエイ・サービスメニュー」づくり ○福祉分野からの事業受託へのきっかけづくり 2 生活衛生業のイメージアップ		
3 本事業の成果(この事業の実施により得られる成果について記載する。数値化できるものは数値化する)		
① 活動指標	② 成果指標	
○社会福祉施設等を活用した高齢者を対象とする生衛業の訪問サービス（モデル事業）の展開 ・4 地区 計 8 回の開催を予定 ・参加予定者数：延べ 240 名 ○モデル事業参加者に対するアンケートを実施し、提供するサービス内容のメニュー化を図る。 ・サービスメニュー表の作成	○地域福祉分野との連携体制の構築 ・4 地区 ○アンケートによるモデル事業の検証 ・満足した：参加者の 80%以上	
4 事業内容(この事業で何を実施するかについて、その内容を記載する)		
1 生衛業界と地域福祉分野との連携（人的ネットワークと事業システムの構築等、仕組みづくり） 2 ケア理容師（現在 157 名）と他生衛業とのサービス創出に向けたモデル事業の実施 3 サービス利用者へのアンケートを実施し、サービス内容のブラッシュアップを行い、平成 29 年度からの本格事業実施を見据えたサービスメニューを創出し、実施に向けた情報発信策等を検討。 4 役割等 ○幹事組合は、岩手県理容生活衛生同業組合とし、事業企画検討会議を主催し、事業経費の経理を行う。 ○実働主体は、地区生活衛生同業組合連絡協議会（県内各地域の 12 生衛組合で組織）が行う。 ○岩手県生活衛生営業指導センターは、各生衛業が連携して事業を行うための企画・総合調整を行う。 5 実施内容 (1) 企画検討会議（盛岡地区、北上地区、宮古地区、久慈地区） (2) モデル事業の実施（盛岡地区、北上地区、宮古地区、久慈地区） (3) モデル事業協力施設の発掘（盛岡地区、北上地区、宮古地区） (4) 専門部会（本格事業実施を見据えた情報発信策の検討など） (5) 県社会福祉協議会役員等との懇談会		

5 実施方法(上記4に記載の事業内容ごとにその実施方法・手順を時系列的に記載する)

1 企画検討会議

(1) 盛岡地区

- ・ 第一回：8月1日(月)、盛岡地区各生衛組合連絡協議会メンバー等、意見交換
(H28事業の進め方、モデル事業案の検討)
- ・ 第二回：1月23日(月)、報告書等構成協議、H29年度展開検討

(2) 北上地区

- ・ 第一回：7月25日(月)、北上地区各生衛組合連絡協議会メンバー等、意見交換
(H28事業の進め方、モデル事業案の検討)
- ・ 第二回：2月13日(月)、報告書等構成協議、H29年度展開検討

(3) 宮古地区

- ・ 第一回：8月8日(月)、宮古地区各生衛組合連絡協議会メンバー等、意見交換
(H28事業の進め方、モデル事業案の検討)
- ・ 第二回：1月30日(月)、報告書等構成協議、H29年度展開検討

(4) 久慈地区

- ・ 第一回：7月11日(月)、久慈地区各生衛組合支部長及び協議会メンバーとの意見交換等
(連携事業説明と進め方、アイデア等意見交換)
- ・ 第二回：8月22日(月)、久慈地区協と社会福祉協議会等との協議(モデル事業案の検討)
- ・ 第三回：2月20日(月)、報告書等構成協議、H29年度展開検討

2 モデル事業の実施

(1) 盛岡地区

- ・ 11月14日(月)：社会福祉施設における訪問サービス(理容&すし業組合など)1回
- ・ 11月28日(月)：サロン(寄合い場所)における訪問サービス(理容&社交組合など)1回

(2) 北上地区

- ・ 10月17日(月)：社会福祉施設における訪問サービス(理容組合&すし業組合など)1回
- ・ 12月12日(月)：サロン(寄合い場所)における訪問サービス(理容&社交組合など)1回

(3) 宮古地区

- ・ 10月31日(月)：社会福祉施設における訪問サービス(理容組合&すし業組合など)1回
- ・ 11月21日(月)：サロン(寄合い場所)における訪問サービス(理容&飲食業組合など)1回

(4) 久慈地区

- ・ 10月24日(月)：社会福祉施設における訪問サービス(理容組合&すし業組合など)1回
- ・ 12月5日(月)：サロン(寄合い場所)における訪問サービス(理容&飲食業組合など)1回

3 モデル事業協力施設の発掘

盛岡地区、北上地区、宮古地区において、**本事業の協力拠点となる施設を発掘**し、同地区における本事業の実施をサポートする体制を構築する。

4 専門部会(本格事業実施を見据えた情報発信策の検討等)

- ・ 専門アドバイザーと企画検討委員等との意見交換 4回予定(8月、10月、11月、1月)
- ・ 専門アドバイザー(情報担当：大学教授)を配置し、現在使用しているホームページをリニューアルするとともに、平成29年度からの本格実施を見据えた情報発信策の整備・検討を図る。

5 県社会福祉協議会役員等との懇談会

- ・ 県社会福祉協議会役員生活衛生同業組合理事長等と意見交換 1回予定(1月下旬頃)

6 本格事業実施を見据えた年度目標

- ・ H26年度：仕組みづくり、モデルメニューの創出、HP設置
- ・ H27年度：モデル実施(盛岡地区他2地区)、検証
- ・ H28年度：モデル実施(盛岡地区他3地区)、検証、実施体制、運営体制、情報発信策の整備・検討
- ・ H29年度：本格実施(補助金に頼らない自立実施)

(注) 事業ごとに別表とすること。

(注) 生活衛生関係営業活性化連携事業の場合は連携を行う者の関連性がわかる構成図を添付すること(様式自由)